

<p>E1-006 □□□</p>	<p>【国際取引／租税条約の適用】</p> <p>日本の企業A社が外国の企業B社にライセンス料を支払う契約に関して、次の記述内容は適切か？</p> <p>①源泉徴収税の課税はB社の所得に対してなされることになるが、B社が租税条約の適用を受けるために必要な手続としては、「租税条約に関する届出書」を提出する必要がある。</p> <p>②上記①の「租税条約に関する届出書」は、A社を通じて、A社の所轄の税務署に対して提出する必要がある。</p> <p>③上記①の手続が完了した後、A社はライセンス料を支払う際に、源泉徴収した税を管轄の税務署に納付し、その際、納税証明書を発行してもらって、それを、B社に送付する。B社ではその証明書をその国の税務当局に提出することによって、B社の国におけるB社への課税から既納分の税額が控除され、税金の二重課税が防止されることになる。</p>	<p>①、②は適切である。要するに、課税されるB社に代わって、ライセンシーであるA社が手続を行う必要がある、ということである。A社はそれを、最初にライセンス料を支払う日より前に行う必要がある。</p> <p>③も適切である。</p>
<p>E1-007 □□□</p>	<p>【国際取引／日米租税条約】</p> <p>日米租税条約に関して、次の記述内容は適切か？</p> <p>①配当、利子、使用料等が減免の対象とされている。</p> <p>②使用料は利子に関して上限に課税さ</p>	<p>①、②ともに適切である。</p> <p>* 日米企業間における、あらゆる支払いが租税条約による減免対象とされるわけではな</p>
<p>E1-008 □□□</p>	<p>【国際取引／日米租税条約】</p> <p>日本の企業が米国の企業にライセンス料を支払うケースの日米租税条約に関する手続について、次の記述内容は適切か？</p> <p>①米国企業は、日本の企業を通じて、「租税条約に関する届出書」に「特典条項に関する付表」を添付して、これを日本の企業の管轄税務署に提出する必要がある。</p> <p>②「特典条項に関する付表」の内容を確認するための、米国企業の米国の居住者証明書を提出する必要がある。</p> <p>③上記①、②の手続は、原則として米国企業がライセンス料の支払を受ける都度、すなわち日本の企業がライセンス料の支払いを行う都度、その支払の前日までに提出される必要がある。</p>	<p>①～③まで全て適切である。</p> <p>* ①について。「租税条約に関する届出書」に「特典条項に関する付表」を添付したものを合わせて「特典条項条約届出書」という。</p> <p>第9回(コン)問42に関連</p>

